

鳥取県 ツキノワグマ等出没対応マニュアル

令和7年（2025年）12月

鳥取県 農林水産部農業振興局 鳥獣対策課

目次

はじめに	1
クマ等の出没対応	2
1. 出没対応の選択肢	2
2. 出没対応方針決定フロー	3
3. クマ等出没対応時の連絡体制図	4
緊急銃猟とは	6
緊急銃猟に備えた事前準備	9
1. 対応体制の確保	9
2. 訓練の実施	11
3. 備品の確保	12
4. 保険の加入	13
クマ等の出没時の緊急銃猟による対応	14
1. 緊急銃猟対応フロー	14
2. 各工程の詳細説明	15
巻末資料	25
参考情報	36

はじめに

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ（以下、「クマ」という。）、イノシシ（以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次ぎ、人身被害も多く発生している状況を鑑みて、令和7年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の一部が改正された。これにより、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

本マニュアルは、緊急銃猟関係者が緊急銃猟の一連の流れを理解し、現場における安全かつ的確な緊急銃猟の実施に資することを目的として作成したものである。作成にあたっては、環境省の「緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）」（以下、「ガイドライン」という。）を参考とし、本県における関連情報を追記している。なお、本マニュアルの記載内容に対応するガイドラインの関連ページを“【国POO】”と表記しているため、緊急銃猟制度の詳細については、適宜ガイドラインを参照されたい。

また、緊急銃猟は市町村が主体となって実施するものであることから、各市町村において地域の実情に即したマニュアルを作成することが望ましい。このため、市町村マニュアルのひな形を別冊として整理した。

クマ等の出没対応

1. 出没対応の選択肢

出没場所や時間、頻度、個体の状態などの出没状況によって対応方針は異なる。詳細は環境省が作成している「クマ類の出没対応マニュアル」(2021)を参照のこと。

<追い払い>

概要	動物駆逐用煙火やゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出没個体の退路を確保でき、かつ作業者の安全が確保できる状況
必要な許認可	(煙火類を使用する場合) ・毎年の保安講習の受講 (ゴム弾を使用する場合) ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票

<捕獲（箱わな）>

概要	箱わな・誘引餌を使用して出没個体を捕獲する方法
適用例	・狭い範囲で出没・被害が繰り返されている状況 ・夜間にのみ出没する場合や現在は出没していない等、緊急性が比較的高くなない状況
必要な許認可	・有害鳥獣捕獲許可

<捕獲（装薬銃・麻醉銃）>

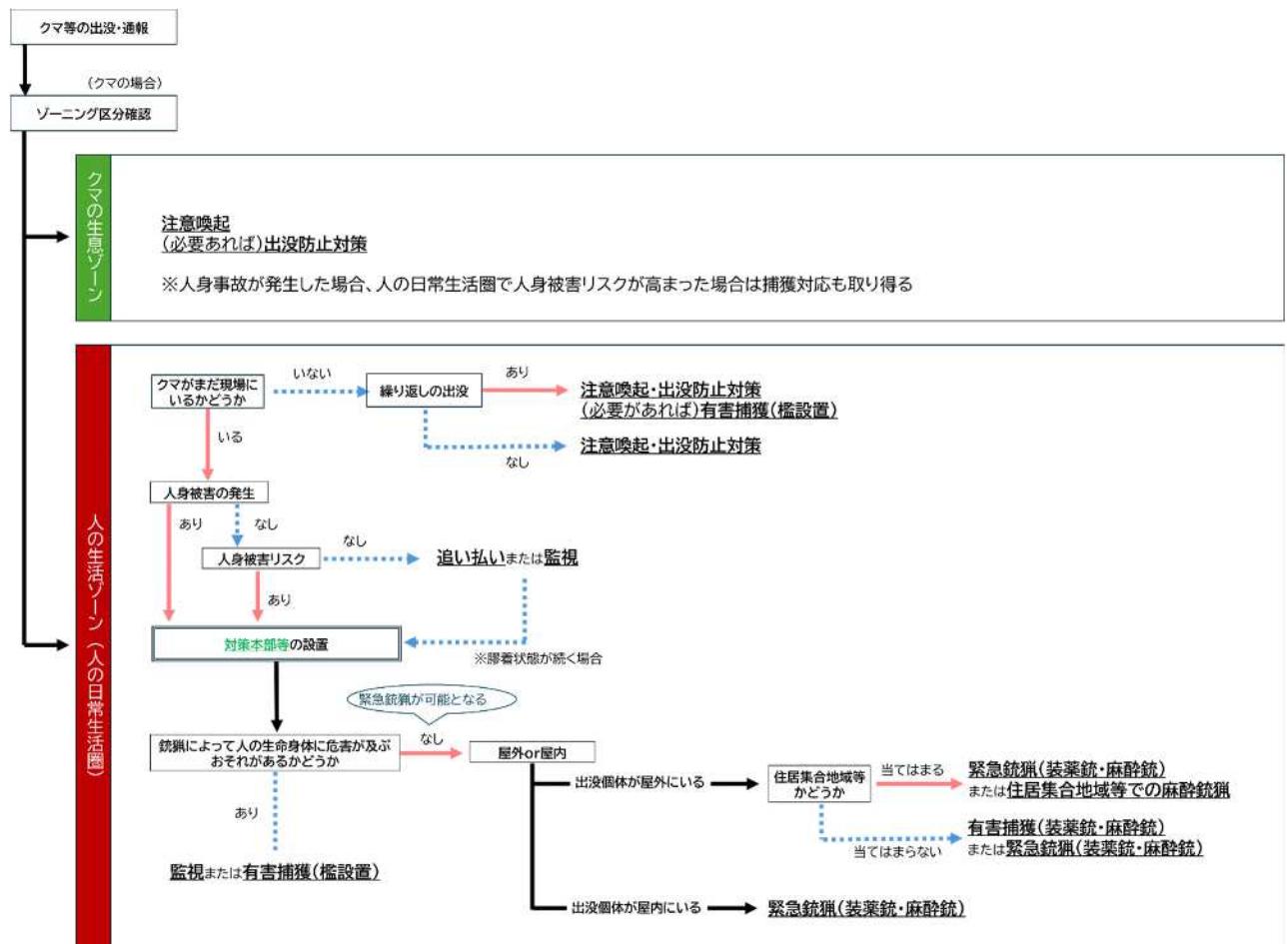
概要	装薬銃や麻醉銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻醉銃では非致死的な捕獲となる
適用例	バックストップ（安土）が確保でき、跳弾の発生がない場所 (麻醉銃の場合) 出没個体が逃走できない場所や、逃走する姿を追跡できる場所、撃ち上げ（木に登っているなど）となる場合
必要な許認可	(装薬銃の場合) ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (麻醉銃の場合) ・麻醉銃所持許可 ・危険猟法許可 ※薬品の種類や量によっては必要 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (住居集合地域等で麻醉銃を使用する場合) ・住居集合地域等での麻醉銃猟の許可 ※緊急銃猟の場合は不要

<監視>

概要	積極的な対応をとらずに、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	他に対策の手立てがない場合や、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

2. 出没対応方針決定フロー

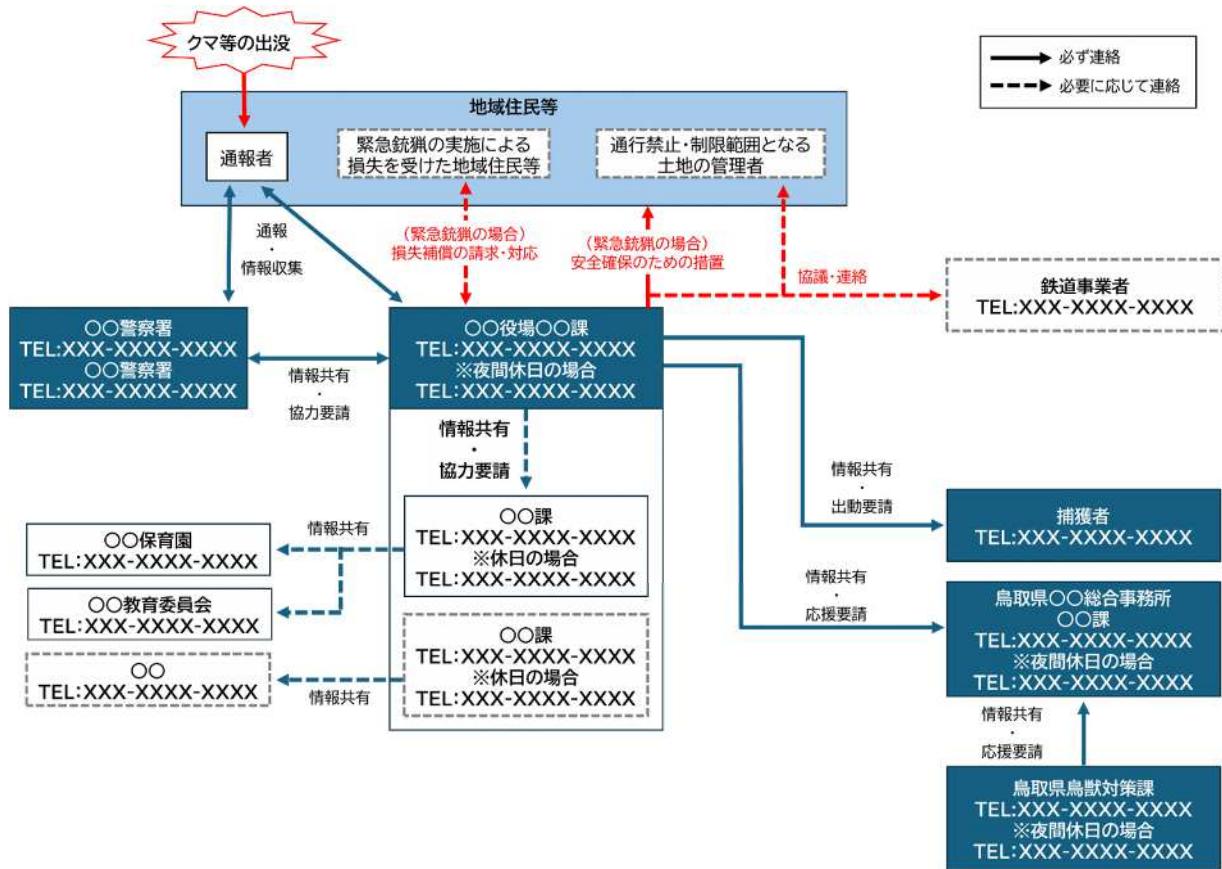
鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づく出没対応方針決定フローを以下に整理した。イノシシについても同フローに準じて対応方針を決定する。ただし、出没や被害の発生状況によっては必ずしもフロー通りに方針を決定できない場合もあることに留意が必要である。



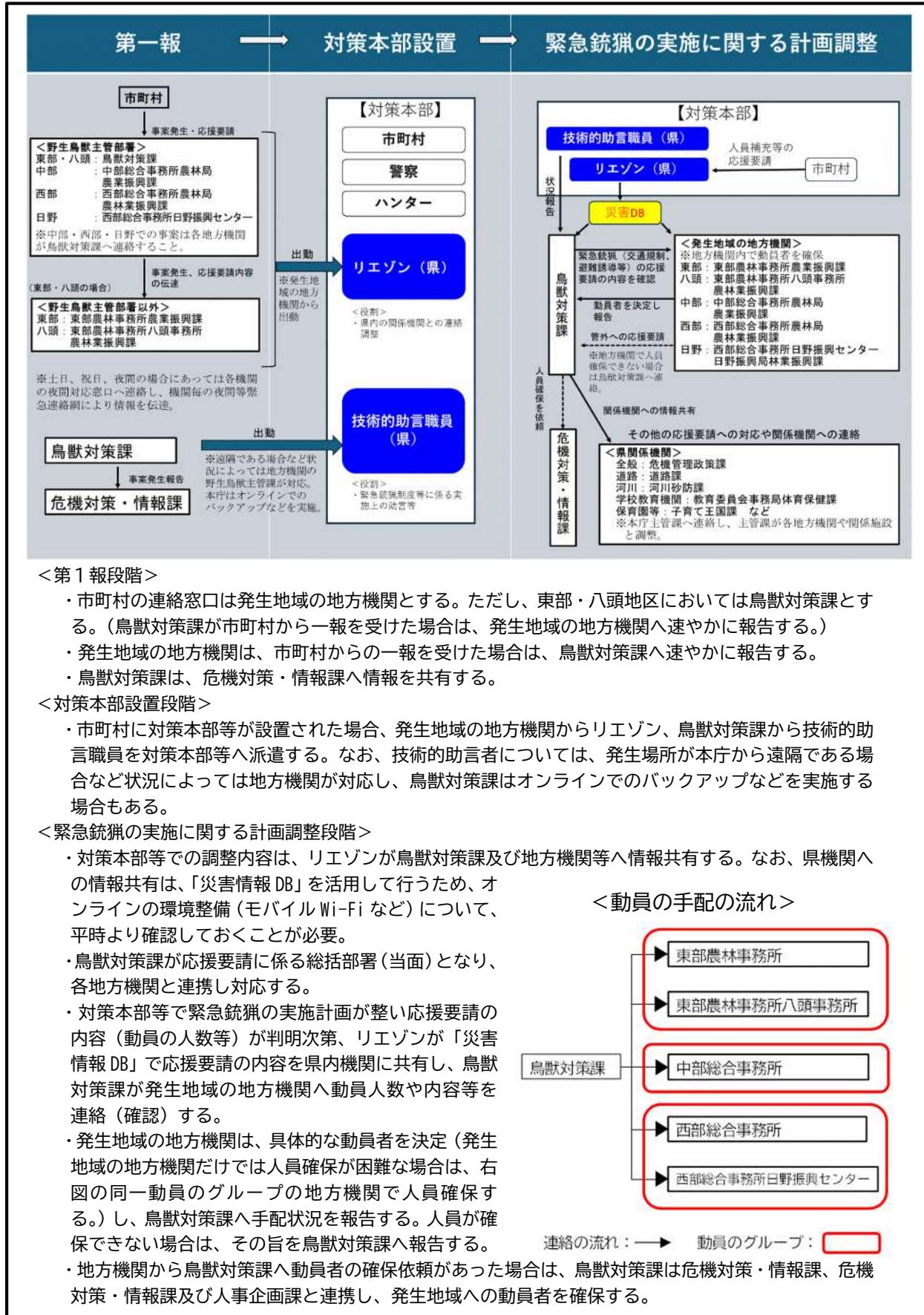
3. クマ等出没対応時の連絡体制図

クマ等の出没に当たっては、市町村、県、警察及び捕獲者などの関係者が密に連携し、対応する。関係機関の連絡先はクマ等出没対応時の関係機関連絡先一覧(巻末①)のとおり。

<連絡体制イメージ図> ※市町村毎に具体的な連絡先を整理しておくことが望ましい。



<県機関内での連絡体制及び応援体制>



緊急銃猟とは

緊急銃猟とは、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度である。

(鳥獣保護管理法第34条の2)

＜緊急銃猟を実施するための4つの条件＞ 【国P51】

- 1 クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
または、侵入するおそれが大きいこと
- 2 クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

ポイント

- ✓ 人の日常生活圏とは、“人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲”

※住居集合地域等よりも広い定義となる

- ・人の日常生活の用に供されている場所

例) 住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウス、
その他勤務地等

- ・人の日常生活の用に供されている乗り物

例) 電車、自動車、船舶等

図6 緊急銃猟の実施範囲



※緊急銃猟ガイドライン（環境省、2025）より引用

✓ 緊急銃猟実施の権限・責任は“市町村長”にある

⇒必要に応じて、予め市町村担当者に権限を委任しておくこと

市町村が緊急銃猟を実施する際、捕獲者が、市町村職員もしくは鳥獣被害対策実施隊の隊員（特別公務員）であるのか猟友会員等の実施隊員以外の者なのかで、依頼方法が異なる

1 緊急銃猟時の捕獲者への依頼方法

(1) 市町村職員、鳥獣被害対策実施隊の隊員…市町村長からの指示

(2) 猟友会員等の実施隊以外の者…市町村長からの委託

※実施隊員であっても、隊員としての活動ではなく、個人の立場で委託を受ける場合もある。

2 緊急銃猟で想定される損失

(1) 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失

(2) 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益

(3) 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

3 緊急銃猟に伴う損失補償、損害賠償について

方法	捕獲者	損失 (物損)	人身被害 (民事)	人身被害 (刑事)	自損事故	対価
指示	市町村 職員	鳥獣保護 管理法に より市町 村長が補 償する	国家賠償法 による国家 賠償請求に より市町村 が対応する	市町村長が緊 急銃猟の条件 を満たしてい ることを認め、 捕獲者に おいても人身 事故のおそれ がないなどの 注意義務を果 たした上で実 施する限り、 通常は、業務 上過失致死傷 罪について、 捕獲者の責任 はとわれること とはならない と考えられ る。	公務員災 害補償法	給与、特 別勤務手 当等
	鳥獣被 害対策 実施隊 員	鳥獣保護 管理法に より市町 村長が補 償する			実施隊の 補償措置 を定めた 各市町村 の条例	日当、賃 金、報酬 等
委託	猟友会 会員等 の実施 隊以外 の者	鳥獣保護 管理法に より市町 村長が補 償する			市町村が 加入する 保険等	

※実施隊員は特別職の地方公務員であり、地方公務員法が適用されないため、予め捕獲の実施に当たり、市町村長の指示に従うこと等を誓約した書類を提出していただく等の対応をとることが望ましい。（別途、条例等によりこれらの隊員に係る服務等の取扱いを定めている場合を除く。）

- ✓ 緊急銃猟を実施する者（捕獲者）には要件が定められている
⇒事前に要件を満たす捕獲者を選定し、緊急銃猟への参加協力を依頼しておくこと

<必須要件> 【国 P15】

(装薬銃の場合)

- ・第一種銃猟免許（空気銃の場合は第二種銃猟免許）を受けた者
- ・年2回以上の銃猟または射撃練習をしていること
- ・過去3年以内に、装薬銃もしくは空気銃（緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器）を使用して、クマ、イノシシ、またはニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

※夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件（屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）

- ・夜間銃猟安全管理講習を修了していること
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の夜間銃猟と同等の射撃技能を有すること

(麻醉銃の場合)

- ・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために麻醉銃を使用して、クマ、イノシシ、またはニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
- ・夜間に実施する場合の追加要件はなし

- ✓ 緊急銃猟を実施するにあたり、捕獲許可は不要である
- ✓ 緊急銃猟は建物内や夜間でも周囲の安全を確保できれば実施することが可能である

緊急銃猟に備えた事前準備

有事が起きた際に迅速かつ安全に現場対応をするためには、平時からの事前準備が重要である。この章では、緊急銃猟に備えた平時における事前準備について解説する。【国 P10】

1. 対応体制の確保

- ✓ 緊急銃猟実施のために必要な役割を整理しておく
 - ・各役割には必ず責任者を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う
 - ・すべての役割を異なる担当者が担う必要はなく、兼任できる役割は兼任する
 - ・他にも必要な役割があれば追加する
- ✓ 関係者一覧とその役割を整理しておく
 - ・平時より、関係者間で緊急銃猟を実施する際の体制を確認しておく
 - ・緊急銃猟実施のために必要な人数と確保できる人数をあらかじめ把握しておく
- ✓ 事前に要件を満たす捕獲者を選定し、緊急銃猟への参加協力を依頼しておく
 - ・要件の詳細は**捕獲者チェックリスト（巻末④）**を参照
 - ・平時に根拠となる書類を求め、捕獲者の要件を満たすことを事前に確認しておくことが望ましい
 - ・緊急銃猟の実施内容をビデオカメラ等で記録していいかを事前に確認しておく
- ✓ 連絡体制図を作成しておく
 - ・夜間休日の連絡体制も忘れず調整する
 - ・クマ等の出没対応の「3. クマ等出没対応時の連絡体制図」を参照のこと

<必要な役割とその対応者> 【国 P13】

役割	対応者	内容
権限主体	市町村長又は権限委任者	安全確保・緊急銃猟・都道府県への応援要請の権限を持つ
捕獲者 【捕獲班】	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員または委託を受けた市町村職員以外の者)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手) ※状況によっては複数名いることが望ましい(後述)
捕獲者をサポートする者 (捕獲者補佐) 【捕獲班】 ※捕獲者と意思疎通が可能な距離を保ちつつ、常に共に行動する。	捕獲の技術を有する者 市町村職員 警察官	射手とともに行動し、現場でサポートを行う 現地対策本部と捕獲班との連絡(緊急銃猟の中止など)を行う。 緊急銃猟が実施できない場合の緊急的な発砲に備える。 (警職法*による発砲命令等は現場の警察官が判断することになる) ※警察官職務執行法第4条第1項
現場指揮者	市町村職員	現地拠点において捕獲班を統括し、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示または外部への委託を行う
通行制限を行う者(通行規制班)	市町村職員 警察官	道路等において通行制限を行う
住民への避難を呼びかける者 【避難誘導班】	市町村職員 警察官	付近の住民へ避難を呼びかける
緊急銃猟の様子を記録する者【記録係】	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する ※捕獲者の了承が得られた場合のみ
クマ等を監視する者 【監視班】	市町村職員	緊急銃猟に限らず、最低1名は出没個体の動向を安全かつ刺激を与えない距離から監視する
場所の管理者・地権者との調整を行う者 【連絡調整班】	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者と調整を行う
広報を行う者 【広報班】	市町村職員	HPまたはSNS等での周知や、広報車での呼びかけを行う ※方法によっては庁舎にいる市町村職員により対応可能
原状回復を行う者 (※他の役割と兼任可)	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う
県リエゾン	県職員	県機関との連絡調整を行う
県アドバイザー	県職員(鳥獣行政担当)	緊急銃猟制度の実施に係るアドバイスを行う

2. 訓練の実施

出没対応は突然に発生するため、有事の際に早急かつ適切に対応できるよう、定期的に関係者で集まる場を設け、その対応手順や関係者の役割分担を確認しておくことが重要である。特に緊急銃猟制度では、法令に基づく手続きも含め、適切に制度を運用するための手順が多くあるため、関係者が制度をしっかりと理解している必要がある。

- ✓ 市町村ごとに関係者で集まって定期的に出没対応訓練を実施する
- ✓ 訓練で確認すること
 - ・対象鳥獣の生態
 - ・出没対応の選択肢とその適用、注意点
 - ・関係法令
 - ・必要な事前準備
 - ・出没対応フロー
 - ・各関係機関の役割と指揮命令系統
- ✓ 訓練方法の例
 - ・座学研修…上記の内容を解説する
 - ・机上訓練…想定されるシナリオに対し、関係者で地図を囲んで対応を協議する
※出没対応時の関係機関の連絡フローや対応方針の決定、必要な手続き、対応フローを確認するとともに、緊急銃猟実施のための具体的な計画を模擬的に協議する
 - ・実地訓練…出没対応現場を想定した場所で、捕獲者や補佐などの動きを確認する

3. 備品の確保

✓ 以下の備品・装備品を必要数確保しておく【国P25~26】

備品	説明
★機材など（必ず必要なもの）	
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の捕獲者の証票 (法第34条の2第4項)	自治体名の記載がある腕章・ゼッケン等
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟のための土地の立入り等の証票 (法第34条の3第2項)	自治体名の記載がある腕章・ゼッケン等 ※捕獲者と区別できるものであること。 身に着けない証票を携帯することでも可。
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟時の確認チェックリスト（巻末③）	緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（巻末④）	緊急銃猟を実施する者の要件および確認事項をまとめたもの
<input type="checkbox"/> 本マニュアル	関係者リスト・連絡網も兼ねる
★防護装備（必要に応じて用意するもの）	
<input type="checkbox"/> ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御
<input type="checkbox"/> 防護盾	クマ等の攻撃を回避。建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等にあたるリスクを回避
<input type="checkbox"/> クマ撃退スプレー	クマ等が向かって来た際に防御
<input type="checkbox"/> プロテクター	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御
★機材など（必要に応じて用意するもの）	
<input type="checkbox"/> 無線機 (デジタル簡易無線)	現地での連絡調整に使用 人数分用意する必要
<input type="checkbox"/> 車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するために使用
<input type="checkbox"/> トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体搬出のために使用
<input type="checkbox"/> 土のう	バックストップを補強する場合等に使用
<input type="checkbox"/> 照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に使用
<input type="checkbox"/> 原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
<input type="checkbox"/> ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※捕獲者が了承を得ている場合のみ
<input type="checkbox"/> 環境省ガイドライン	

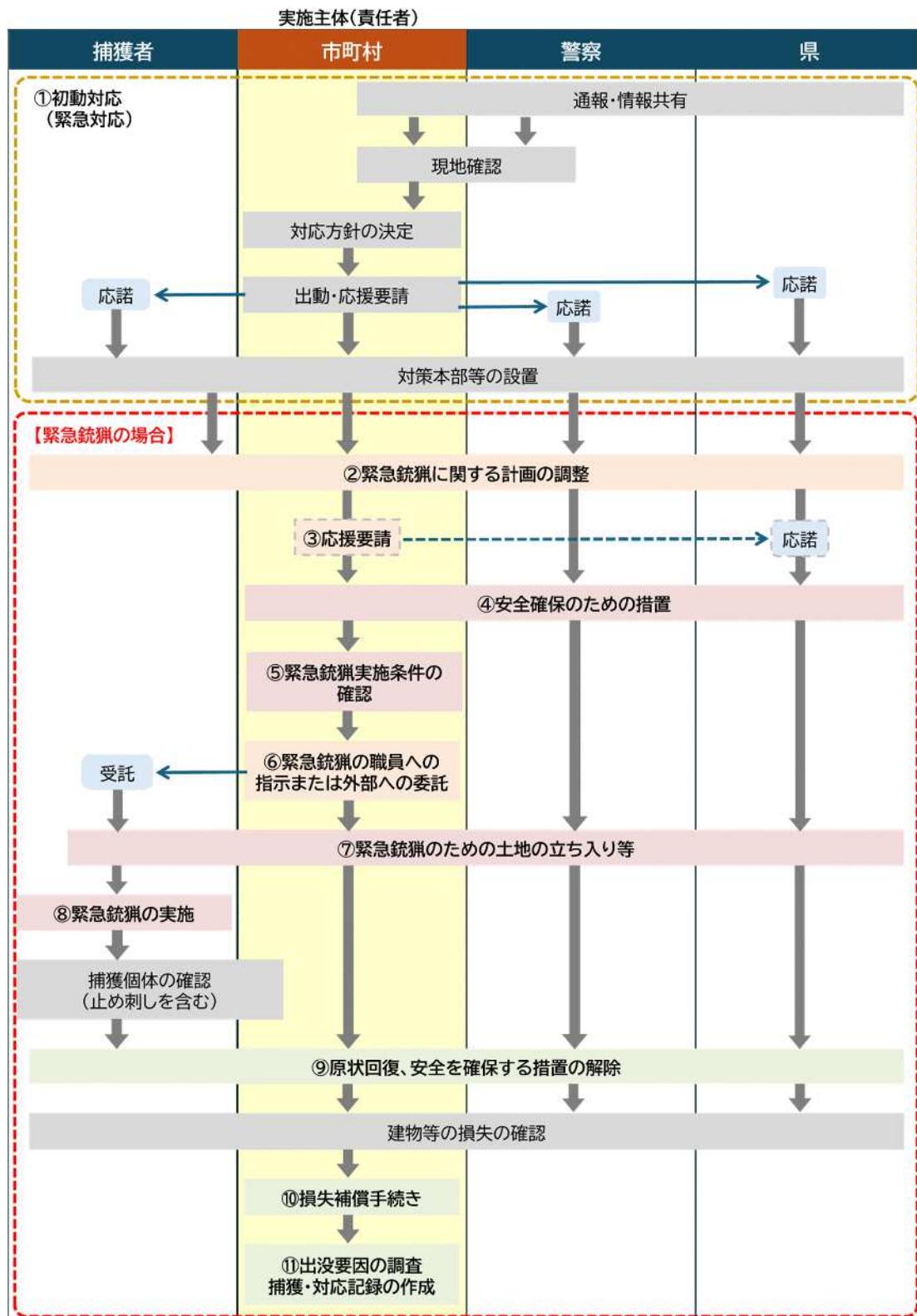
4. 保険の加入

- ✓ 緊急銃猟によって物損や人身事故が発生した場合、補償・賠償する必要がある
 - ・物損の場合は法第34条の6による損失補償
 - ・人身事故などの場合は国家賠償請求
- ✓ 保険に加入することが推奨される
 - ・クマの緊急銃猟に係る保険料については、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能
 - ・緊急銃猟に伴い生じる物損等は、緊急銃猟によって通常生じうる損失として、既存の保険ではカバーされない場合があるため、補償の対象範囲などについて、事前に確認しておく必要がある

クマ等の出没時の緊急銃猟による対応

この章では、クマ等が実際に出没した際に緊急銃猟を実施する際の流れを解説する。

1. 緊急銃猟対応フロー



2. 各工程の詳細説明

緊急銃猟対応フローに基づき各フェーズで、必要な対応を行う。

～人の日常生活圏へクマ等が出没～

①初動対応（緊急対応）

（1）市町村は通報者から情報を聞き取るとともに、現地で状況を把握する 【国 P28】

▶クマ出没情報記録票（巻末②）を使用

（2）市町村は関係者（県地方機関、警察、捕獲者等）に連絡する

（3）市町村は関係者と現地確認を実施する

（4）出没に伴い人身被害リスクがあるかどうかを判断し、人身被害リスクがある場合

『対策本部』及び『現地拠点』（又は『現地対策本部』）の設置を決定する（対応方針の決定）。

※市街地での出没など安全措置対策のための周辺情報の収集や連絡調整を円滑に行うため、役場に「対策本部」、現場周辺に捕獲班の基地となる「現地拠点」を設置する。

※人家の少ない農地での出没など現場で必要な調整が行える場合には「対策本部」と「現地拠点」を兼ねる『現地対策本部』を現場周辺に設置する。

（以下、対策本部、現地拠点、現地対策本部をまとめて「対策本部等」という。）

【対策本部等の設置イメージ（ケース1）】

※市街地での出没など安全措置対策のための周辺情報の収集や連絡調整を円滑に行うため、役場に「対策本部」、現場周辺に捕獲班の基地となる「現地拠点」を設置する。



【対策本部等の設置イメージ（ケース2）】

※人家の少ない農地での出没など現場で必要な調整が行える場合には「対策本部」と「現地拠点」を兼ねる『現地対策本部』を現場周辺に設置する。



<実施すること>

►権限主体（又は権限を委譲された者）

- 出没した場所、状況から人身被害リスクがあるかどうかを判断
 - ・人身被害リスクがある場合、対策本部等を設置する
 - ・地図や監視班からの情報をもとに現地拠点（又は現地対策本部）の設置場所を決定
- 対策本部等の参集メンバーを決定し、応援要請する
⇒対策本部等が設置される。

対策本部等

►権限主体（又は権限を委譲された者）

- 参集メンバーとその役割の確認
 - ・「2 必要な役割とその対応者」をもとに参集者とその役割を確認する。
- 既存情報の整理・共有
 - ・出没した個体の情報（大きさ、頭数など）
 - ・出没位置（屋内、屋外など）
 - ・行動状況（移動、居座り、採餌など）
- 緊急銃猟を含めた出没個体への対策を検討
 - ・緊急銃猟の見込みを確認（およその条件を確認）する
- 現状に対する通行禁止、制限範囲（屋内退避・避難）の検討

（5）住民の安全を確保する

<実施すること>

►広報班

- 注意喚起を各種方法によって緊急性に応じて実施 【国P29】

►避難誘導班

- 市町村と警察で協力して、必要に応じて住民の屋内退避・避難を誘導

②緊急銃猟に関する計画の調整

現地拠点（又は現地対策本部）

現場近くで現場指揮者と捕獲班により、使用する銃器、発砲の向きなどの緊急銃猟に関する計画を調整する。

※打合せは、対象個体を刺激しないかつ緊急時にすぐに対応できる場所で実施する

※監視班は、対象個体を継続的に監視し、個体の動向を現場指揮者に共有する

（監視班は個体に近づきすぎないよう注意）

<実施すること>

►現場指揮者

（捕獲体制）

- 捕獲者が使用する銃器の確認
 - ※クマとの距離や屋内・屋外の状況等から適当であるか確認する
 - 地図を見ながら捕獲者の位置・射撃方向等を検討
 - ※クマがどの範囲にいるときであれば発砲可能かも確認する
 - 捕獲者・捕獲者補佐の隊列や発砲時の捕獲者補佐の位置を検討
 - クマが移動した場合の捕獲班の回避場所の検討
 - ・建物がなければ自動車を配置するなど
 - 関係者の詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確化
 - ・各関係者間の連絡手段も確認する
 - 緊急銃猟が中止となる場合の対応を検討
 - ・どのような時に中止となるか、想定される状況を確認しておく
例）通行禁止・制限範囲への人の立入り、対象個体の逃走
 - ・中止となった場合の合図、連絡方法も確認する
例）無線での連絡
 - 対象個体による攻撃に備えた対応、実際に攻撃された場合の対応を確認
 - 発砲後の死亡確認時の動きを検討
 - 例）個体に接近する際の人員配置、確認方法
 - 手負い個体への対応を検討
 - ・速やかに捕獲できるよう、複数の捕獲者を異なる場所に配置できると良い
 - ※その際は射撃の順番や射線など事前に捕獲者間で確認共有しておく
 - ・手負い個体を見失った場合は、最終確認地点、移動方向、被弾の状況を関係者間で共有する（捕獲者の要件）
- （捕獲関係者の配置・安全確保）
- 捕獲関係者の防護装備や連絡手段等の配備の確認
 - 対象個体を見失った場合の対応方法を検討
 - ・対象個体の最終確認地点、移動方向を関係者間で共有する

- ・対策本部へ速やかに報告し、地域住民への周知を徹底する
 - ・対象個体を見失った場合は、ドローン、大人数での搜索等によって搜索する
- (捕獲者の要件)
- 捕獲者が緊急銃猟の実施要件を満たしていることを確認
 - ・現場指揮者が捕獲者に対して確認する
 - ・**チェックリスト（巻末④）**を用いる
 - ・捕獲者は**同意**のサインをする
- ※当日の緊急銃猟実施前であれば、任意のタイミングで確認可

対策本部（又は現地対策本部）

現地拠点の銃猟の計画を点検するとともに、安全を確保するための措置などを検討し、緊急銃猟の実施条件を満たす見込みが立つかどうかを判断する。

<実施すること>

▶権限主体（又は権限を委譲された者）

（緊急銃猟の計画の点検）

- 現場指揮者から銃猟計画の報告を受け、計画内容に漏れや問題がないか点検を行う。

（安全を確保するための措置）

- 通行禁止・制限範囲、避難区域を決め、地図上に明示（※後述 P19）
 - ・避難の方法が屋内避難なのか退去なのかも決める
- 安全の確保を措置するために必要な人員を把握する。（※後述 P19）

（緊急銃猟の4条件）

- 緊急銃猟の実施条件4つを満たす状況であることを確認

【緊急銃猟を実施するための4つの条件（再掲）】

①クマ等が人の日常生活圏に侵入していること

または、侵入するおそれが大きいこと

②クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること

③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること

④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

③県に対する応援の要請

対策本部（又は現地対策本部）

安全確保措置の支援など、必要に応じて県へ応援要請する 【国 P33】

<実施すること>

► 権限主体（又は権限を委譲された者）

- 安全を確保するための措置に県への応援要請が必要か確認
- 必要である場合は県へ応援を要請
 - ※①初動対応の時点で既に県職員が現地対策本部に配置されている場合も想定される。リエゾンがいる場合は、リエゾンを通じて応援要請する。
 - ・応援に従事する県職員は ((市町村長)) の指揮のもと行動する
 - ※鳥獣保護管理法第 34 条の 5 の規定に基づく応援要請とするか、任意的な応援要請とするかについて、平時に県と市町村で調整を行っておくことが望ましい※

④安全を確保するための措置の実施

対策本部（又は現地対策本部）

(1) 通行禁止・制限範囲の確定 【国 P37】

<実施すること>

- 「緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害」が及びうる範囲の確認
 - 【緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害】
 - ・人への弾丸の到達
 - ※発射した弾丸、跳弾した弾丸、それぞれについて確認する
 - ・弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害
 - ・被弾したクマ等が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害
- 上記の範囲を基に、通行禁止・制限範囲を設定
 - ・範囲は現場の状況により個別に判断する
 - 例) 屋外か屋内か、夜間（日出前/日没後）かどうか
- 現場に応じて通行制限に必要な人員を確保し、配置・役割分担を明確化

(2) 通行禁止・制限実施場所の管理者等への協議・事前連絡、住民への周知【国P45】

<実施すること>

►連絡調整班

- 通行の禁止・制限をする際は、その場所を警察署に通報
- 鉄道、索道（ロープウェイ・リフト等）が敷設されている場合は、警察署への通報前にその管理者と通行禁止・制限を協議
- ウェブサイト（HPまたはSNS）に通行制限を行う場所・期間・制限内容を明示

(3) 通行禁止・制限の実施、住民の避難

<実施すること>

►通行規制班

- 通行制限を実施する際は、車両又は職員等を道路上に配置
※現場の状況に応じて、警察と協力して実施する
※緊急銃猟時の通行制限措置は市町村長に権限がある

►広報班

- 通行禁止・制限範囲にいる者を範囲外または屋内に退避
 - ・屋外退避が危険な場合は、屋内退避を要請する
例）弾の跳弾や貫通に備え、窓から離れる、窓のない廊下に避難
 - ・通行禁止・制限範囲内で屋内退避する者がいる場合は、その情報を関係者間で共有する
 - ・その場合、必要に応じて射撃位置や射撃方向の変更を検討する

►広報班・連絡調整班

- 退避者、第三者、マスコミ等が通行禁止・制限範囲内に入らないよう、広報車や防災無線、防災メール等の周知ツール等を使用して呼びかけ

⑤緊急銃猟実施条件の最終確認

対策本部（又は現地対策本部）

安全を確保するための措置がすべて完了し、緊急銃猟の実施条件がすべて整っていることの最終確認を行う。

<実施すること>

►権限主体（又は権限を委譲された者）

- 緊急銃猟時の確認チェックリスト（►卷末③）に基づいて必要な条件をすべて満たしているか確認する 【国P51】
【緊急銃猟を実施するための4つの条件（再掲）】
 - ①クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
 - または、侵入するおそれが大きいこと

- ②クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- ④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと
- 実施条件を満たしていることを確認したら、現場指揮者へ報告

⑥緊急銃猟の職員への指示または外部への委託

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟の実施に向け、緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行い、証票の携帯をさせるほか、留意事項を伝達する。

<実施すること>

►現場指揮者

- 対象個体に関する情報や緊急銃猟を実施する場所を伝達
- 弾丸の到達を避けるべき物件を伝達
 - 例) 病院、危険物や引火物を取り扱う工場等
- 緊急銃猟が中止となった場合の対応を伝達
 - ・どのような時に中止となるか、想定される状況を確認しておく
 - 例) 通行禁止・制限範囲への人の立入り、対象個体の逃走
 - ・中止となった場合の合図、連絡方法を確認する
 - 例) 無線での連絡
 - ・中止時は速やかに安全な場所に退避する
- 対象個体による攻撃に備えた対応、実際に攻撃された場合の対応を確認
- 証票の受け渡し 【国P69】
 - ・現場指揮者は、緊急銃猟実施の条件が整ったことを確認して捕獲者に証票（ゼッケンや腕章など）を渡す
 - ※証票は土地の立入りをする者と区別できるものとする
 - ※捕獲者は証票を見るように着用する
 - ・捕獲者が証票を着用した時点で、捕獲者の裁量でいつでも発砲可能な状況となる
 - ・中止判断となった場合は、捕獲者に一度証票を返却してもらう

⑦緊急銃猟のための土地の立入り等

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟のため私有地へ立ち入ったり、障害物の除去を行う場合、該当者全員（捕獲者の証票を携帯する者を除く。市町村職員、警察など。）が身分を示す証票を携帯する。

<実施すること>

►連絡調整班及び該当者

- 緊急銃猟を実施するために土地に立ち入る者及び障害物を除去する者が、証票を携帯または着用しているか確認 【国P72】
 - ・証票は捕獲者と区別されたものが必要※緊急銃猟と立入りをする者には身に着ける証票（ゼッケンや腕章）を携帯させ、土地の立入りのみを行う者には身に着けない証票（職員証など）の携帯としてもよい。市町村で予め定めておくこと※

⑧緊急銃猟の実施

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟は市町村により行われるものであるが、銃猟の実施行は捕獲者の専門性にゆだねることになる

<実施すること>

►捕獲者 【国P73】

- 指示または委託の範囲内において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断して捕獲を実施

►現場指揮者 【国P74】

- 安全確保措置が継続して講じられているかを常に把握
- 捕獲者に伝達した留意点や関係法令の注意事項が順守されているか確認
- それらが講じられていない状況や、対象個体が移動するなどして緊急銃猟の実施条件が満たされなくなった場合は、速やかに緊急銃猟の中止の判断をし、その旨を関係者に伝達

※出没個体の逃亡などにより緊急銃猟の条件を満たさなくなった場合には、警職法による発砲命令の準備をしつつ、緊急銃猟の体制を一から整えていくこととなる

※そのため、現場警察官1名は捕獲者、現場指揮者と常に意思疎通が可能な範囲で行動する必要がある

►記録係

- 緊急銃猟の実施内容をビデオカメラ等で記録

※捕獲者の了承が得られた場合（または希望する場合）のみ

⑨原状回復、安全を確保する措置の解除

現地拠点（又は現地対策本部）

個体の死亡確認し、安全が確保できたか確認する

<実施すること>

▶捕獲班

- 緊急銃猟の実施後、捕獲個体の生死など安全を確認 【国 P75】
 - ・個体の状態、弾丸の有無（跳弾の有無、着弾部位）を捕獲関係者で確認する
 - ・記録・報告のため写真を撮る
- 捕獲個体の死亡が確認できたらその旨を現場指揮者へ報告

▶現場指揮者

- 安全が確認出来たら通行制限を含む安全確保措置の解除を対策本部へ依頼

対策本部（又は現地対策本部）

現地拠点から安全確保の連絡を受けた後、安全確保措置を解除する

<実施すること>

▶権限主体（又は権限を委譲された者）

- 通行制限を含む安全確保措置の解除を各役割へ指示する

現地拠点（又は現地対策本部）

個体の処理及び原状回復を必要に応じて実施する

<実施すること>

▶現場指揮者及び捕獲班

- 必要に応じて現場を原状回復
 - ・個体の状態、弾丸の有無（跳弾の有無、着弾部位）を捕獲関係者で確認する
 - ・記録・報告のため写真を撮る
- 捕獲個体は適切に処分
 - ・可能な範囲で外部計測、捕獲歴の確認（耳標・マイクロチップの有無）を実施する

※通常は応援を受けた県機関が実施するが、市町村のみで緊急銃猟を実施した場合は市町村で実施する

- ・殺処分した個体は、一般廃棄物として実施市町村が適切に処分を行う

□ 損失の有無を確認

- ・損失があった場合、緊急銃猟によって発生したものかどうか確認する

⑩損失補償手続き

被害者から請求があった場合は、市町村は損失補償をする必要がある 【国P76】

- ・請求者の住所及び氏名（法人にあたっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受け取る
- ・損失に対する補償の要否及び補償額を市町村長が審査、決定する

※緊急銃猟は、安全確保等の措置を講じていても予期しない物損、人損等が発生する可能性が否定できないことから、市町村長はあらかじめ保険に加入していることが望ましい。

⑪出没要因の調査、捕獲・対応記録の作成

対応が終了したら対応報告をまとめ、関係機関へ情報共有を行う 【国P79】

►緊急銃猟実施報告様式（巻末⑤）

※共有すべき機関・・・県、市町村、警察、環境省など

- ・必要に応じて報道機関への資料提供を行う
- ・再発防止対策：当該個体の人の日常生活圏への侵入ルートや誘引物の有無等の調査を行い、被害防止対策を実施する

巻末資料

①クマ等出没対応時の関係機関連絡先一覧

区分	所属	部署	電話 (平日)	FAX	電話 (夜間・休日)
行政	鳥取県	農林水産部農業振興局 鳥獣対策課	0857-26-7500	0857-26-8114	0857-26-7777
		東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3552	0857-20-3561	※別途整理
		東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815	0858-73-0136	※別途整理
		中部総合事務所農林局 農業振興課	0858-23-3161	0858-23-3134	0858-23-3161 (宿直へ転送) 080-6885-2058 (公用携帯)
		西部総合事務所農林局 農林業振興課	0859-31-9652	0859-34-1083	0859-34-6211 (宿直)
	鳥取市	西部総合事務所日野振興センター	0859-72-2005	0859(72) 2072	※別途整理
		農政企画課	0857-30-8303	0857-20-3947	(代表) 0857-22-8111
		国府町総合支所産業建設課	0857-30-8656	0857-27-3064	0857-30-8656
		福部町総合支所産業建設課	0857-30-8666	0857-74-3714	0857-30-8662
		河原町総合支所産業建設課	0858-71-1726	0858-85-0672	0858-71-1726
警察	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 米子市 境港市 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	用瀬町総合支所産業建設課	0858-71-1896	0858-87-2270	0858-71-1896
		佐治町総合支所産業建設課	0858-71-1916	0858-89-1552	0858-71-1916
		気高町総合支所産業建設課	0857-30-8676	0857-82-1067	0857-30-8676
		鹿野町総合支所産業建設課	0857-30-8686	0857-84-2598	0857-30-8686
		青谷町総合支所産業建設課	0857-30-8696	0857-85-1049	0857-30-8696
		農林水産課	0857-73-1562	0857-73-1590	0857-73-1562
		経済産業課	0858-82-2236	0858-82-0134	0858-82-2238 (宿直)
		山村再生課	0858-75-3117	0858-75-4124	0858-75-4111 (宿直)
		産業観光課	0858-76-0208	0858-76-0217	080-2920-2935 (公用携帯)
		農林課	0858-22-8157	0858-23-9100	0858-22-8111 (宿直)
		農林課	0858-43-3515	0858-43-0647	0858-43-1111 (宿直)
		産業振興課	0858-35-5385	0858-35-5376	0858-35-3111 (宿直)
		農林水産課	0858-55-7802	0858-55-7558	0858-52-2111 (宿直)
		総務課	0858-37-3152	0858-37-5339	0858-37-3111 (宿直)
		米子市	0859-23-5221	0859-23-5228	0859-23-5181 (宿直)
		農政課	0859-47-1049	0859-44-7957	0859-44-2111 (宿直)
		建設産業課	0859-27-5953	0859-27-0903	0859-27-0211 (宿直)
		農林水産課	0858-58-6116	0858-58-4024	0859-54-3111 (宿直)
		産業課	0859-64-3783	0859-64-2183	0859-66-3112 (総務課・宿直)
		伯耆町	0859-68-3315	0859-68-3866	0859-68-3111 (宿直)
		農林課	0859-82-1114	0859-82-1478	0859-82-1111 (宿直)
		産業振興課	0859-72-2101	0859-72-1484	0859-72-0331 (宿直)
		産業建設課	0859-75-6610	0859-75-3455	0859-75-6610 (宿直)
狩猟 団体	鳥取県警察本部	生活安全部生活安全企画課	(代表) 0857-23-0110	0857-23-0110	—
	鳥取警察署		(代表) 0857-32-0110	0857-32-0115	—
	郡家警察署		(代表) 0858-72-0110	0858-72-0112	—
	智頭警察署		(代表) 0858-75-0110	0858-75-0112	—
	浜村警察署		(代表) 0857-82-0110	0857-82-0114	—
	倉吉警察署		(代表) 0858-26-7110	0858-26-7114	—
	琴浦大山警察署		(代表) 0858-49-8110	0858-49-8112	—
	米子警察署		(代表) 0859-33-0110	0859-33-0112	—
	境港警察署		(代表) 0859-44-0110	0859-44-0114	—
	黒坂警察署		(代表) 0859-74-0110	0859-74-0112	—
その他の主な関係機関 (個別事案ごとに調整が必要となるもの)	一般社団法人鳥取県獣友会	事務局	0857-28-0121	0857-30-5014	—

※防災部局など担当課が複数となる場合は適宜行を増やして記載してください。

その他の主な関係機関 (個別事案ごとに調整が必要となるもの)

鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社、若桜鉄道株式会社
道路管理者	国道、県道、町道、農道、林道等の道路管理者
河川	河川管理者
学校	大学、高校、中学校、小学校等
自然公園	公園管理者
公有林	森林管理署、県・市町村の林務部署

※その他、調整が必要な機関についても適宜記載してください。

②クマ出没情報記録票

クマ出没情報記録票						No.
記録者	記録月日	令和 年 月 日 ()				
	所属	役場・警察署・交番・駐在所				
	氏名		連絡先電話番号	()		
連絡者	住所	郡・市 町大字			氏名	
	連絡先電話番号	()				
日時 場所	日時	令和 年 月 日 () 時 分頃				
	住所	郡・市 町大字 字				
	出没場所(林道・田等)					
出没 状況	情報種類	①目撃 ②痕跡(・足跡・爪痕・食痕(食べていた物())・その他())				
	頭数	頭(このうち、親 頭、子 頭) 大きさ 色				
	状況	①移動していた ②休んでいた ③()を食べていた。 ④その他()				
	備考					
出没場所・移動方向等の略図(集落、道路、河川、その他施設名などを付記して下さい。)						
対応状況(注意喚起、誘引物除去、追い払い、有害捕獲等の対応状況を記載)						
<p>お願い</p> <p>鳥取県ではツキノワグマの生息状況等を調査し、注意喚起や今後のクマ対策の検討等に活用しています。 出没情報が寄せられた場合にはこの記録票に記入いただき、下記の担当課へ送付くださるようお願いします。 なお、警察署・交番・駐在所が記録票を作成した場合は、出没した市町村にも送付くださるようお願いします。 (連絡先) 市町村連絡先は裏面</p> <p>東部：県庁農林水産部 農業振興局 猛獸対策課 電話 0857(26)7656 フax: 0857(26)8114 夜間・休日 0857(26)7111</p> <p>中部：中部総合事務所 農林局 農業振興課(生産支援担当) 電話 0858(23)3161 フax: 0858(23)3134 夜間・休日 0858(22)8141</p> <p>西部：西部総合事務所 農林局 農林業振興課(生産流通担当) 電話 0859(31)9643 フax: 0859(34)1083 夜間・休日 0859(34)6211</p>						

③緊急銃猟時の確認チェックリスト

表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる</u>	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4） 地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4） 広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令） 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令） 鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて） 射線方向にパックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にパックストップがあるか 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 3） 緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 2） 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

④緊急銃猟時の捕獲者に係るチェックリスト※市町村版ができたら差し替え※

表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	✓
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前		

⑤緊急銃猟実施報告様式（全7ページ）

緊急銃猟実施報告様式（令和7年12月改正）

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。

また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えて構いません。

1. 基本情報

（1）緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

（2）緊急銃猟を実施した場所

住所 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した 場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した 場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。境界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

（3）天気

晴れ・くもり・雨・その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)			頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さ い)		年齢		性別	オス・メス
大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)		cm	
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料 」Boxも必要に応じご参照下さい。把握困難な場合は空欄で提出いただき、その後明らかになった場合はご連絡下さい。							
個体識別に 係る DNA検査の 実施状況	※把握困難な場合は空欄で提出いただき、その後明らかになった場合はご連絡下さい。							
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。							

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急統制の実施までの間のクマの行動履歴や緊急統制の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って
箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載して ください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施団の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施団の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合は、簡略化して記載いただけで構いません。例) ○○課より○名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合は、簡略化して記載いただけで構いません。例) ○○課より○名
緊急銃猟の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との 調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合は、簡略化して記載いただけで構いません。例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃 <small>※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）</small>	実包等の種類 <small>※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）</small>	射撃距離 <small>※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい。</small>
バックストップの材質	捕獲者とバックストップとのおおよその角度	
土地の立ち入りの実施状況	<small>※緊急絶済の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。</small>	
安全確保措置の概要	<small>※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。</small>	
捕獲者、通行制限を行う者等の安全を確保するため講じた対応 <small>※あれば記載</small>	<small>※届の装備やクマスプレーの携帯など、安全確保のための対応があれば、捕獲者、通行制限を行う者等の役割ごとにご記載ください。</small>	
概況図	<small>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急絶済ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。</small> <small>※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況（森や建物の状況等）がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。緊急絶済ガイドラインP86図10～12についても参考にして下さい。</small> <small>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただきたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</small>	

(3) 緊急銃獵の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無		有・無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数
跳弾等の有無	有・無	跳弾の状況		
物損の有無		有・無		
物損がある場合の今後の対応				
その他				

※緊急銃獵の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有・無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有・無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有・無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有・無	対応マニュアルの 作成に関する状況	※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を 追加している場合は、当該マニュアル名を記載下 さい。
権限委任等の有無	有・無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有・無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有・無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (第三者の人身事故)			
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (第三者の物損)			
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 (自損事故)			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6. 情報共有の可否

他自治体への情報共有	可 · 不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可 · 不可
その他	※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。

参考情報

環境省自然環境局. 2025. 緊急銃猟ガイドライン

環境省自然環境局. 2021. クマ類の出没対応マニュアルー改訂版ー

鳥取県ツキノワグマ等出没対応マニュアル
令和7年12月発行

発行：鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課
制作・編集：株式会社野生動物保護管理事務所